

## 刑務所出所者等の就労支援に関する有識者ヒアリング(2020年9月9日)議事要旨

日時 2020年9月9日(水) 15:00~17:00 オンライン会議方式

参加者

(報告者)

竹内政昭 NPO 法人神奈川県就労支援事業者機構事務局長

白石宏行 白石工業株式会社代表取締役会長

(全体委員会、企画委員会、部会委員)

駒村、岡崎、有村、池田、石崎、久保寺、丸物、村木、田中(秀)、福本、山田(篤)、  
浜島各委員

(上記以外の出席者)

津富宏 (NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡理事長)

三宅晶子 (株式会社ヒューマン・コメディ代表)

山内民興 (社会福祉法人ぷろぼの理事長)

厚生労働省、日本財団、ダイバーシティ就労支援機構

### (竹内氏からの報告)

- 刑余者の就労支援を経済界全体で取り組む仕組みとして、平成20年に全国就労支援事業者機構が設立され、各都道府県に就労支援事業者機構が設立された。神奈川県は本問題への理解があり、私達の神奈川県就労支援事業者機構による就労支援が神奈川県とも連携して実施されており、就労支援員の配属等がされている。
- 刑余者はTV放映で実名、写真が報じられると、就労はなかなか厳しい。
- 協力雇用主(犯罪非行の前歴があることを承知で雇用し協力する事業主)は、令和2年では23,301社となっており、数の上では増えている。しかし、自治体等の入札参加資格を得る、就労奨励金をもらうことを目的とした者も多い。
- 雇用主は、まずは犯罪状況を聞いてくる。どういう罪名ならいいかと聞くと、すべてダメということも多い。雇用される場合は、内容を吟味して、試しに雇う、というのが一般的。
- 雇用主は、一般の採用と刑余者の採用で、給与体系を違えている。
- 刑余者が多く働いている建設会社の仕事は朝が早く、少年院の生活のリズムとは異なっており、就労定着が難しいところがある。
- 就労支援は、国は保護観察期間に限定しているが、神奈川県は保護観察期間に限定せずに行っている。
- トライアル雇用は、ハローワークが独占して行っている。ハローワークが遠方の場合も多く、紹介事業の認可を受けているのだから事業所でもできないものかと思っている。

### (白石氏からの報告)

- 私の会社（株）白石工業は、昭和44年創業の鳶、土工、足場、コンクリート固めを行う会社。事務職8名、現場に60名、協力会社も含めて、全体で100名ほどの人員。平成17年に協力雇用主に登録。
- 白石工業は、刑務所（埼玉拘置支所）に近く、刑務所から、仮釈放のため、すぐに迎えに行ける事業主として連絡が良く来た。保護司が環境調整をして、仮出所や仮退院となる。
- 面接をして採用するとその時から一般雇用主となる。後悔することも多い。
- 満期釈放者、執行猶予者、起訴猶予者などで緊急的に援助や保護が必要な者に対しては、更生緊急保護が行われるが、突然電話が来て、保護監査もないので、不安が大きい。
- これまで、137名受け入れて、29名が残っている。長い方で15年。短い方で20日。今、一番短い人は、清心寮（さいたま市にある、刑務所出所者等のための更生保護施設）から通っている。今残っている29名のうち、半分以上が職長であり、居てもらわないと困る人になっている。
- 17歳で当社に来て、23歳で結婚、子どもが生まれ、マイホームを得た人もいる。再び罪を犯しながら、戻ってくる人もいる。
- 運転免許を取りたい人にはお金を貸す。免許を取ったら、運転手当で返してもらう。
- お金や物がなくなることもある。刑余者以外のおとなしい人が辞めるなどの影響もある。
- 昔のことが後から付いてくることも多く、裁判所からの差し押さえもある。このような人たちは住所が変えられなくて、立ち直りの大きな障害になる。
- 住む所、働く所を用意してやる意義はある。その間に次のステップを考えてくれればいいと思っている。しかし、残る人は少ない。翌朝、居なくなる人もいる。仮釈放してもらうには身元引受人が必要で、そのために来る人もいる。そのような人は、仮釈放期間中でもすぐいなくなる。
- 生活がだらしないと、すぐにお金は借りられるので、前借、前借で給料日にはほとんどお金がないの繰り返しになる。
- 協力雇用主は、数の上では増えているが、更生緊急保護が出来る会社は少ない。
- 薬剤関係犯罪の再犯防止をめざし、保護観察中ということを自覚させるために、最後まで尿検査をやって欲しい。
- 更生緊急保護は不安が大きい。国において何らかの対策を講じて欲しい。
- 協力雇用主と対象者共に、悩みや愚痴を聞いてくれる人が居ると長続きすると思う。

（三宅晶子氏からの発言）9/7NHK 逆転人生「“一発アウト”の社会に挑む」に出演

- 2018年3月日本初の受刑者専用求人誌『Chance!!（チャンス）』創刊。Chance!!には、25社前後の会社の求人情報が掲載され、社長の顔写真とメッセージが掲載されている。最後のページに、Chance!!専用履歴書が添付されている。
- これまでの採用内定者は約90名。就労継続者が31名、離職者が27名、37名が出院、出所待ちの状況。

(参加者と報告者の質疑応答)

- 身元保証制度（雇用主に業務上の損害を与えた場合に見舞金を支払う制度）では、刑余者本人に署名を求めるが、これは、あなたのことを信用していないと言っているようなものではないのか。
  - 【竹内講師】前歴開示での就労であり、この制度で安心している雇用主も多い。神奈川県ではトラブルはない。
  - 【白石講師】目の前で刑余者本人が署名することになるが、本人が身元保証をやらないとお金が貰えると勘違いしないように伝えることが難しそう。上手く説明できる保護観察官とそうでない保護観察官がいる。協力雇用主にとっては、安心できるシステムと思う。
- ネットワークの受け皿はどこになるか？国が面倒みる期間は限定的で、それ以降は、どこかが事業主に関わる必要があるのではないか。
  - 【竹内講師】機構にならざるを得ないか。刑務所出所者は、ハローワークに行きづらい。刑務所出所者等就労奨励金は最長 1 年間支給であり、もう少し長く支給できないかと思う。
- 「面接して連れて帰る」「次の日にはいなくなっている」という話があったが、刑余者と協力雇用主はどの様にマッチングされているのか。刑余者の特性・特技は面接に際してどの程度把握されているのか。
  - 【白石講師】更生緊急保護で保護観察所が受け付けている場合は、数社の求人内容を本人に見せて当社が選ばれたら電話が来る。保護観察所に赴き、賃金、一人部屋であるなど説明し、本人が了解すれば連れて帰る。  
住む所が無いから当社を選んだと思って採用している。数日働き、お金を手にして、もっとやりたい事が決まったらそこへ行けばいいと連れて帰る車の中で話す。住み心地が良かったり、気の合う同僚ができたり、行き付けの店ができたりして長く居てくれることを願って連れて帰る。更生緊急保護で連れて帰った人の 7 割以上は長く続いている。。
- 刑余者の就労支援については、障害者事例が参考になるのではないか。障害者施設も、以前は町中につくることができなかったが、社会の理解が深まり、町中につくれるようになってきた。
- 刑務所にいるうちから社会復帰の準備が必要。
- 厚生労働省職業安定局、職業能力開発局、法務省矯正局、保護局の 4 者で以前議論したが、中央官庁的な感覚で、現場感覚がなかった。本気で受け入れる企業をどう増やしていくかが課題で、ハローワークから保護観察所や刑務所に職業講話で職員を派遣することにしたが、それ以上には中々入れず、現場では中々進まなかった。また、府中刑務所で両省共同プロジェクトを行ったが、そもそも再就職者の少ない刑務所で、成果はほとんど上がらな

かった。

- 障害者と刑余者については、大きな違いがある。第1に、社会の認識が、刑余者の方がさらに厳しい。第2に、企業、雇用主の恐れも有り、バックアップ体制も弱い。第3に、昔に比べだいぶ変わってきてはいるが、法務省は権力機関であるのに対し、厚生労働省の障害者対策部門は、サービス機関であるとの基本的性格の違いがある。
  - 法務省が権力行政であるとしても、保護観察期間後も、強姦、薬物中毒犯罪者については、Social Work 的なフォローがあっても良いのでは。
  - 刑余者専門の求人誌「チャンス」を刑務所内に配布している三宅晶子さんの試みは、考えてもいなかったことで印象深かった。三宅さんのような取組を、就労支援事業者機構でもできないか。
  - 刑務所内へのアプローチ、生活困窮者施策など福祉サイドからの連携強化が必要ではないか。地方再犯防止推進計画の役割も大きい。
  - 協力雇用主は、様々な課題が職親にまかされきりで、雇用者かつ支援者にならざるを得ない精神障害者の職親制度と似ている。刑余者の雇用開拓の難しさ（スティグマのみならず、雇用主候補の不安が大きい）は、心神喪失者等医療観察法の対象者の社会復帰調整の難しさとの共通点がある。
  - 社会に放り出されてしまう人達を支える協力雇用主にあまりに、多くのことを求めすぎているのでは。
  - 刑余者の特徴分析はあるのか？ 例えば、男女別、年齢別、罪名別（強姦など厳しい罪名もあろう。）、就業者の産業別、企業規模別など。
- 【竹内講師】建設業が多い等のデータはある。調べてみる。機構には、難しいケースを抱えた者が多く回されてくる。

#### 【駒村委員長の総括的コメント】

- 今日は大変勉強になったが、刑余者の就職に関する政策全体の状況、国の予算投入状況等がよくわからない。法務省の権力行政と厚生労働省の労働・福祉行政との相性の難しさがあるようだ。
- データ、実証研究が少ないようだが、より深めた議論が必要なので、もう1回くらいヒアリングをしていいのではないか。